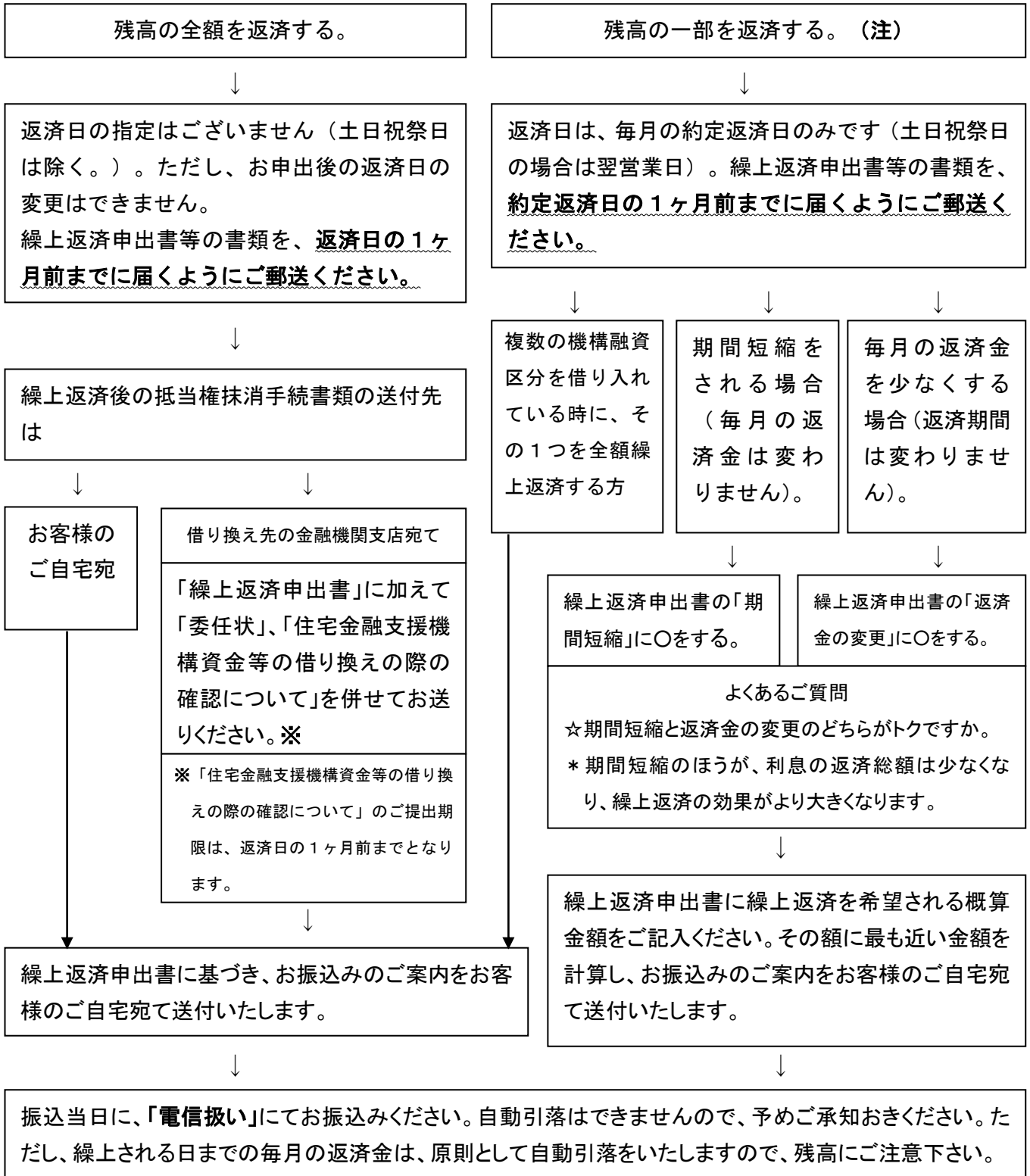


■繰上返済についての手続ご案内(住宅金融支援機構資金)

住宅金融支援機構借入金の繰上返済のお手続は、下記の流れに従って行ないます。内容をよくお読みになって、お間違えのないようお手続ください。

(ご注意) 平成20年10月27日より住宅金融支援機構において導入されました、「繰上返済制限制度」をご利用のお客様が、金銭消費貸借抵当権設定契約を締結された日から起算して10年以内に繰上返済を行う場合には、繰上返済違約金(繰上返済元金の5%に相当する金額)を繰上返済と同時に支払いただくこととなりますので、繰上返済をお申し出される際は、必ずご契約内容をご確認ください。



繰上返済にあたってのご注意（住宅金融支援機構資金）

1. ご返済日の決定について(特にご注意ください)

繰上返済の申出をされた後に、返済日の変更又は繰上返済の中止をすることはできません。返済日をご記入の際は、ご入金が確実な日付をご記入ください（特に他の金融機関へお借り換えをなさるお客様は、借り換え先の金融機関に確実な日付をご確認ください。）。

※万が一、繰上返済日に繰上返済がなされなかった場合であっても、繰上返済に係る違約金（繰上返済元金の5%に相当する金額）を当公社にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

2. ご提出いただく書類について

①「繰上返済申出書」

繰上返済申出書の提出期限は返済日の1ヶ月前までとなります。

②「委任状」

他の金融機関へお借り換えをされる場合で、抵当権抹消の書類を、金融機関宛て直接送付を希望される方は、委任状に記名押印の上当公社にご提出ください。ご提出期限は返済日の1ヶ月前までとなります。

③「住宅金融支援機構等の借り換えの際の確認について」

他の金融機関へお借り換えをされる場合は、「住宅金融支援機構資金等の借り換えの際の確認について」を当公社にご提出ください。この書面には、借り換え先金融機関の支店長様のご署名・ご捺印が必要となります。ご提出期限は返済日の1ヶ月前までとなります。

(ご注意)

繰上返済に必要な書類が期限内に当公社に届いていない場合、繰上返済はできませんので、余裕をもってお手続きされることをお勧めいたします。

3. ご入金について

繰上返済申出書をもとにご入金指定日を当公社で決定し、ご入金金額をお知らせします。当日は必ず「電信扱い」で当公社指定口座までご入金願います。

4. 抵当権抹消関係証書等の送付について（全融資区分全額繰上の方のみ）

抵当権解除証書等（抵当権抹消に必要な書類一式）は、ご入金後、お客様のご指定先に郵便書留で送付いたします。住宅金融支援機構の抵当権解除証書等は、ご入金確認後、当公社が住宅金融支援機構代理店金融機関へ繰上返済の手続きをとり、抵当権解除証書等を受領した後に、当公社から併せて送付いたします。このため解除証書等の送付は、ご入金いただいてから2～3週間後になりますのでくれぐれもご承知おきください。なお、抹消の手続きはお客様に行なっていただきます。

5. 機構特約火災保険証書のご返却について（全融資区分全額繰上の方のみ）

火災保険証書は、機構、公社の他に質権者がいない場合、お客様のお手元に損害保険ジャパン日本興亜（株）から直接送付されます。証書の送付にあたっては、ご入金後、質権設定の順に、質権者である機構、公社が、質権を放棄していきます。この手続きは損害保険ジャパン日本興亜（株）を通じて行ないませんが、証書のお客様のお手元への到着は、ご入金いただいてからおおよそ2ヶ月後になります。なお、全額繰上返済された後も、保険料をすでにお払い込みになった期間について機構特約火災保険は有効ですが、期間経過後は再加入できませんので、一般の火災保険への加入をお勧めいたします。

◆ 本件についてのお問い合わせは……………

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-9-1 芝浦ルネサイトタワー17階

一般財団法人 首都圏不燃建築公社 管理部 繰上返済担当者まで

TEL:03-6809-6107（管理部直通）/FAX:03-6809-6329